

未定稿

資 料

(個人所得課稅)

所得税収の推移

【抜本的税制改革】

▲ 3.9兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：33万円→35万円）、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設（45万円）等）

+ 1.7兆円（マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行）

【税制改革】

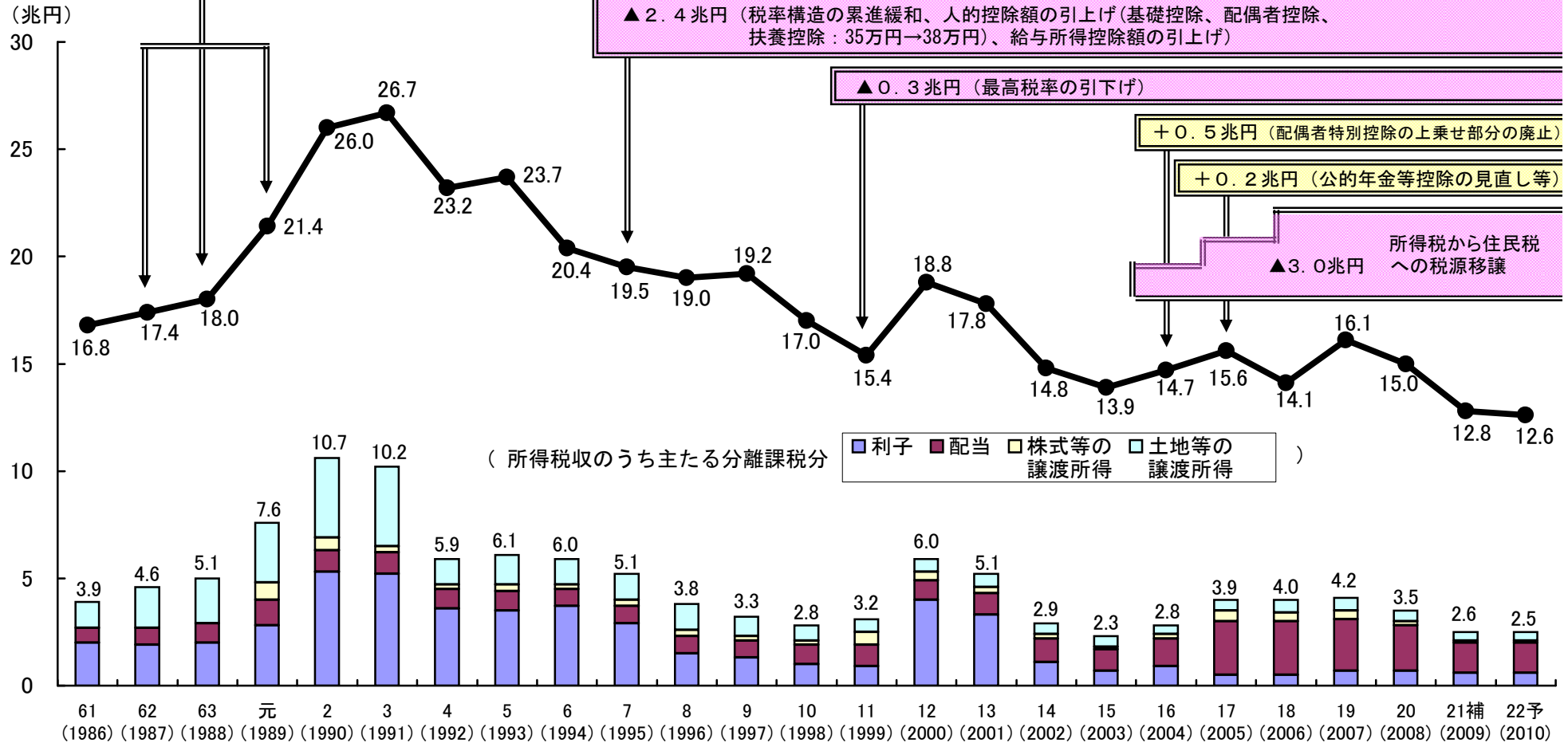
▲ 2.4兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：35万円→38万円）、給与所得控除額の引上げ）

▲ 0.3兆円（最高税率の引下げ）

+ 0.5兆円（配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止）

+ 0.2兆円（公的年金等控除の見直し等）

▲ 3.0兆円（所得税から住民税への税源移譲）



(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は補正後予算額、22年度は予算額（案）である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計（20年度は推計値）。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（63年度以前及び20年度は推計値）。

人的控除の概要

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件
			【現行】	【改正案】	
基礎的 な 人的 控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	—
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	—	—
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	—
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者と同居を常況としている者	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	—	—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者 【改正案: 年齢16歳未満を廃止、年齢16歳以上19歳未満を追加】	38万円	—
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者 【改正案: 年齢19歳以上に削減】	63万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	—
(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である扶養親族と同居を常況としている者	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】	
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	—	
特別 な 人的 控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円 【新設】	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	・夫と死別した者 ・夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

(注) 表中の改正案は平成23年分以後の所得税について適用。

基礎的な人的控除額の推移

(単位：万円)

区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老人配偶者 控 除	配偶者 特別控除	扶養控除	特 定 扶 養 控 除	年 少 扶 養 控 除	老人扶養控除	
								一 般	同居老親等
年 分	(S22年創設)	(S36年創設)	(S52年創設)	(S62年創設)	(T9年創設)	(H元年創設)	(H11年創設)	(S47年創設)	(S54年創設)
昭和 59 年	33	33	39		創設時 18歳未満 60歳以上 障害者 昭和15年 配偶者追加 昭和25年 年齢要件撤廃			39	46
60・61	"	"	"		"			"	"
62	"	(38)"	(44)"	(創設) 11.25	"			"	"
63	"	"	"	16.5	"			"	"
平成元～4	35	35	45	35	35	(創設) 45		45	55
5・6	"	"	"	"	"	50		"	"
7～9	38	38	48	38	38	53		48	58
10	"	"	"	"	"	58		"	"
11	"	"	"	"	"	63	(創設) 48	"	"
12～15	"	"	"	"	"	"	(12年廃止)	"	"
16	"	"	"	(上乗せ廃止)	"	"		"	"
17～22	"	"	"	"	"	"		"	"
23 【改正案】	"	"	"	"	"	"		"	"
					(～15歳：廃止)	(16～18歳： 上乗せ廃止)			

(備考) 昭和62年の()書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

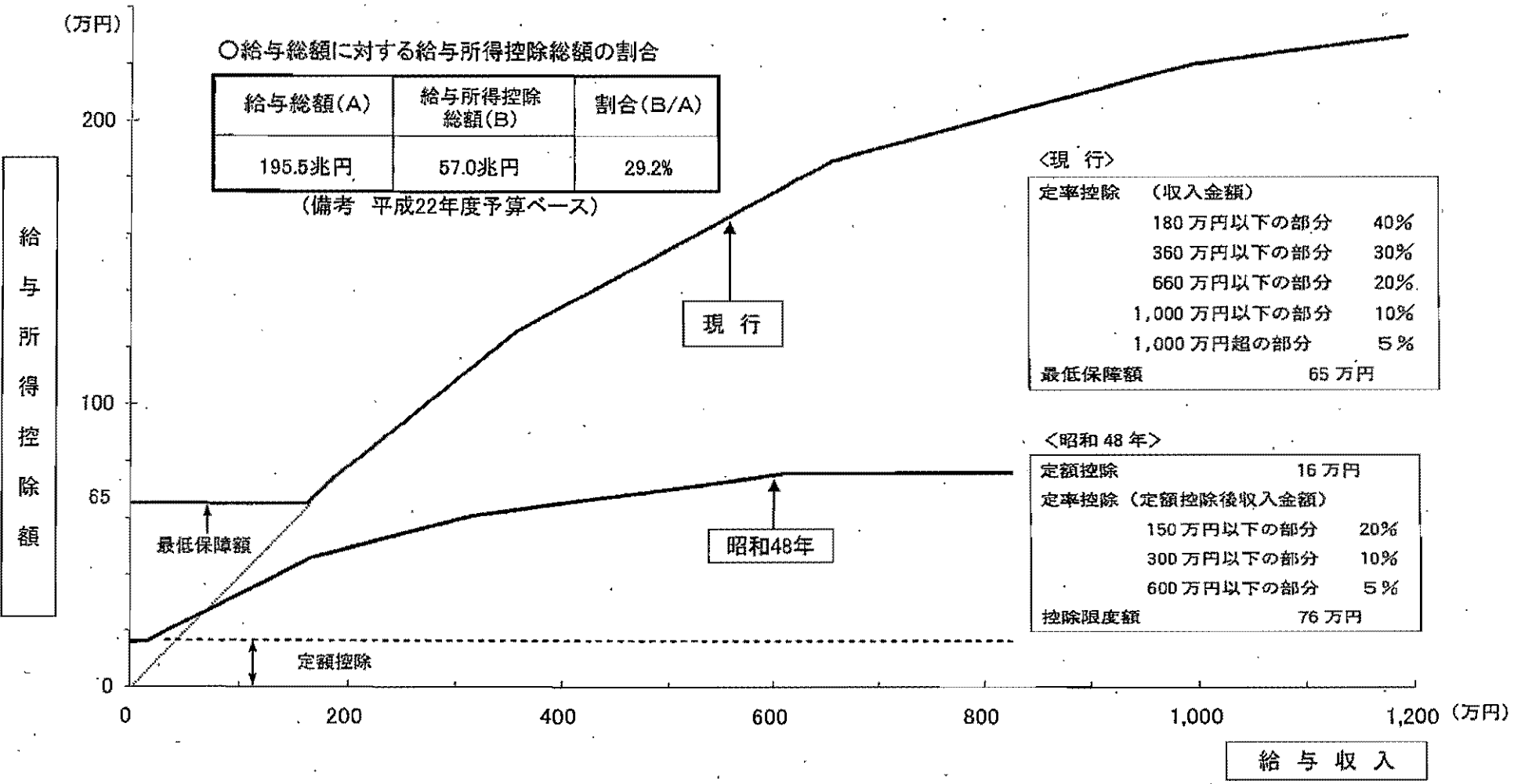
その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円) ➡(改正案):改組 (改組の内容) 新たに介護医療保険料の控除を設け、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの控除限度額を4万円とし、合計の控除限度額を12万円(現行10万円)とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除 (最高限度額5万円) ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除の適用を受けるものを除く。)に係る保険料等は従前どおり適用する (最高限度額1万5千円)。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - \frac{5\text{千円}}{\text{ }} = \text{寄附金控除額}$ ➡(改正案):2千円

(注) 表中の改正案は、生命保険料控除については平成24年分、寄附金控除については平成22年分以後の所得税について適用。

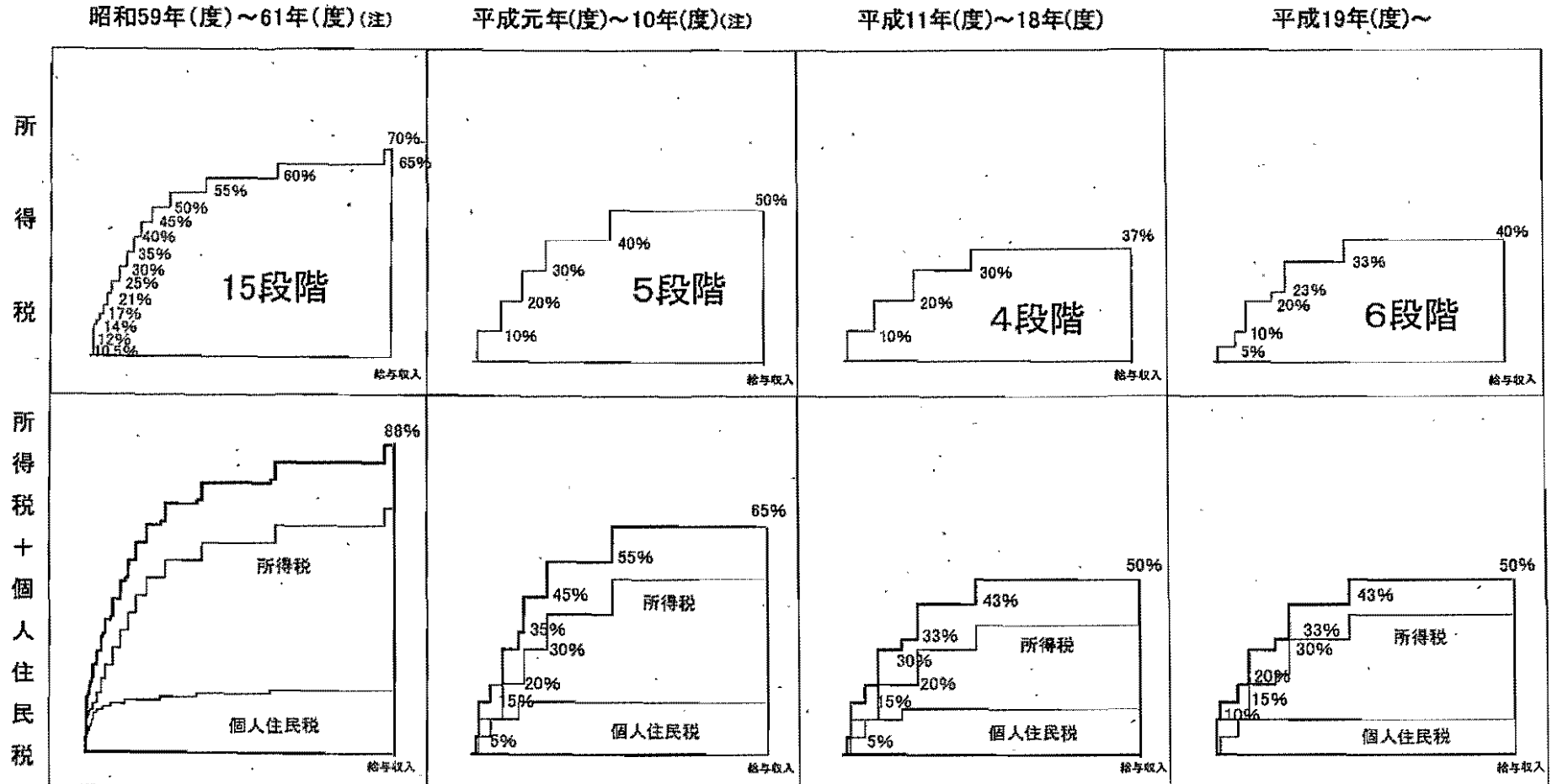
給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
 - 控除額は給与収入に応じて逡増(上限なし(昭和48年分以前は上限あり))。
- ※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる(特定支出控除)。



所得税の税率の推移(イメージ図)

- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。



(注1) 昭和62年分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の12段階。(住民税(62年度)の最高税率は18%、住民税と合わせた最高税率は78%)

昭和63年分の所得税の税率は、10、20、30、40、50、60%の6段階。(住民税(63年度)の最高税率は16%、住民税と合わせた最高税率は76%)

(注2) 平成7年の税制改正において、税率は据え置いたまま、その適用範囲の拡大がなされた。